

ラムサール条約湿地の 新規登録候補地について

平成24年5月10日(木)
中央環境審議会野生生物部会

ラムサール条約とは

1. ラムサール条約

- **正式名称** :
「特に水鳥の生息地として
国際的に重要な湿地に関する条約」
- **採択**: 1971年2月2日 イラン・ラムサール
- **発効**: 1975年
- **締約国数**: 160 (2012年5月現在)
日本は1980年加盟
- **ラムサール条約湿地** ~ 国際的に重要な湿地 ~
箇所数: 2006 総面積: 約1億9282万ha
うち、日本国内
箇所数: 37 総面積: 131,027ha

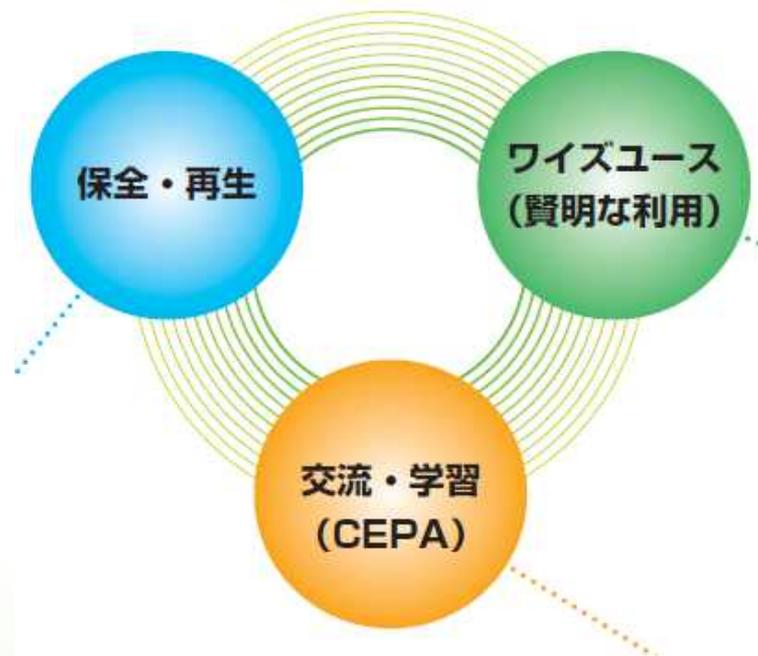


(2012年5月現在)

ラムサール条約とは

2. ラムサール条約の目的

- 目的: 湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)



日本のラムサール条約湿地

3. これまでの登録状況



登録湿地数 37カ所
総面積 131,027ha

国内登録第1号は
釧路湿原 (1980.6)

日本のラムサール条約湿地

4. 多様なタイプの湿地を登録



湿原(釧路湿原)



河口干潟(藤前干潟)



水田(蕪栗沼・周辺水田)



マングローブ林(名蔵アンパル)



サンゴ群集(串本沿岸海域)



地下水系(秋吉台地下水系)

日本のラムサール条約湿地

5. 国際基準

COP1 (1980年)で採択された国際基準

- 基準1 定期的に1万羽のガンカモ、ハクチョウ、オオバン、又は2万羽のシギチドリ類、又は水鳥の特定種又は亜種の個体数の1%又は繁殖つがいの1%を支える湿地、
- 基準2 絶滅危惧種、危急種、希少種のかんりの個体数を支える湿地。又は、動植物相の質や特異性を理由に、あるいは生物学的周期の重要な段階にある種や地域特有の種や生物群集の生息地として、地域の遺伝学上のそして生態学上の多様性を維持するために特別な価値を持つ湿地。
- 基準3 地域に特徴的で特殊なタイプの湿地の特により例となる湿地。



水鳥以外を対象とした基準の拡充

COP9 (2005年)以降の国際基準

- 基準1 . 各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
- 基準2 . 国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要な湿地
- 基準3 . 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
- 基準4 . 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
- 基準5 . 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準6 . 水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地
- 基準7 . 固有な魚介類(甲殻類、軟体類等を含む)の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地
- 基準8 . 魚介類(甲殻類、軟体類等を含む)の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の成育場である湿地
- 基準9 . 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体群で、その個体数の1%以上を定期的に支える湿地

日本のラムサール条約湿地

6. 国際基準・日本の登録要件

COP9 (2005年)以降の国際基準

- 基準1. 各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
- 基準2. 国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要な湿地
- 基準3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
- 基準4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
- 基準5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準6. 水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地
- 基準7. 固有な魚介類(甲殻類、軟体類等を含む)の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地
- 基準8. 魚介類(甲殻類、軟体類等を含む)の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の成育場である湿地
- 基準9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体群で、その個体数の1%以上を定期的に支える湿地

我が国におけるラムサール条約湿地の要件

国際的に重要な湿地であること。

国の法律(自然公園法、鳥獣保護法など)により、将来にわたり自然環境の保全が図られていること。

地元自治体等から登録への賛意がえられていること。

日本のラムサール条約湿地

7. 指定候補地検討

- 第3次生物多様性国家戦略(2007年)の中で、概ね5年の目標として、COP11(2012年)までに10カ所の新規登録を掲げた。
- COP10(2008年)で4ヶ所登録
(化女沼(宮城県)、大山上池・下池(山形県)、瓢湖(新潟県)、久米島の溪流・湿地(沖縄県))
- 2010年にラムサール条約湿地潜在候補地検討会開催
自然環境保全基礎調査、ガンカモ一斉等の調査データ、専門家ヒアリング結果等を元に、科学的・客観的な見地から国際基準を満たす湿地(=潜在候補地)172ヶ所を選定し、2010年9月公表。

- 潜在候補地の中から残る要件(法的担保措置、地元の賛意等)を勘案しCOP11に向けた新たな候補地を検討。

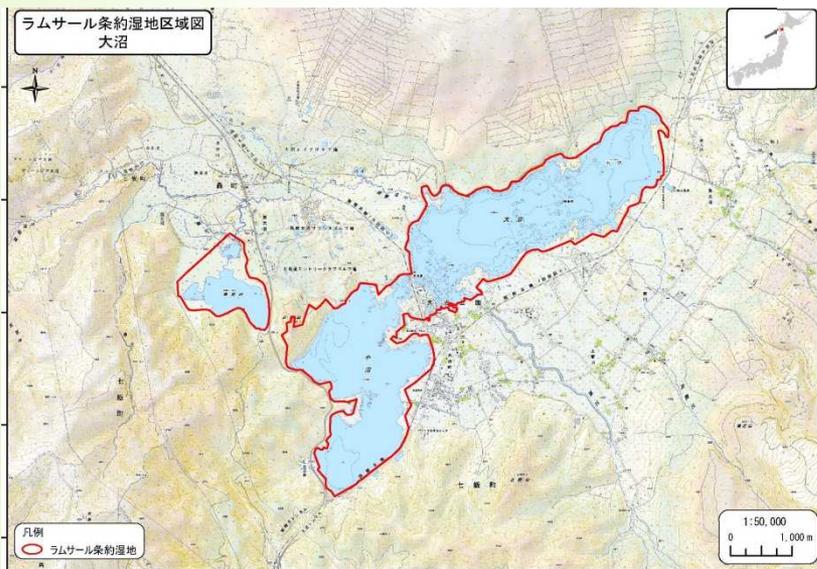
日本のラムサール条約湿地

8. 新規登録候補地



1 . 大沼

- 所在地:北海道亀田郡七飯町
- 面積:1,236ha
- 保全の担保措置:大沼国定公園第1種特別地域



夏の大沼と駒ヶ岳

1 . 大沼

- 該当国際基準: 基準1 (各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地)



鮒釣り

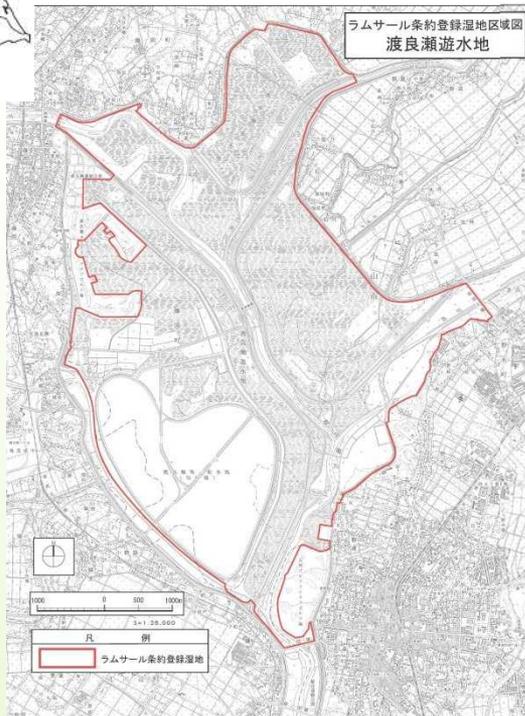


ワカサギ漁



2 . 渡良瀬遊水地

- 所在地：茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市、下都賀郡野木町、群馬県邑楽郡板倉町、埼玉県加須市
- 面積：2,861ha
- 保全の担保措置：国指定渡良瀬遊水地鳥獣保護区、国管理一級河川区域



区域図面



渡良瀬遊水地全景

2 . 渡良瀬遊水地

- 該当国際基準：基準1（各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地）
基準3（各生物地理区の生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支える湿地）



トネハナヤスリ(絶滅危惧Ⅱ類)



タチスミレ(絶滅危惧 類)

ヨシ群落



ヨシ焼き



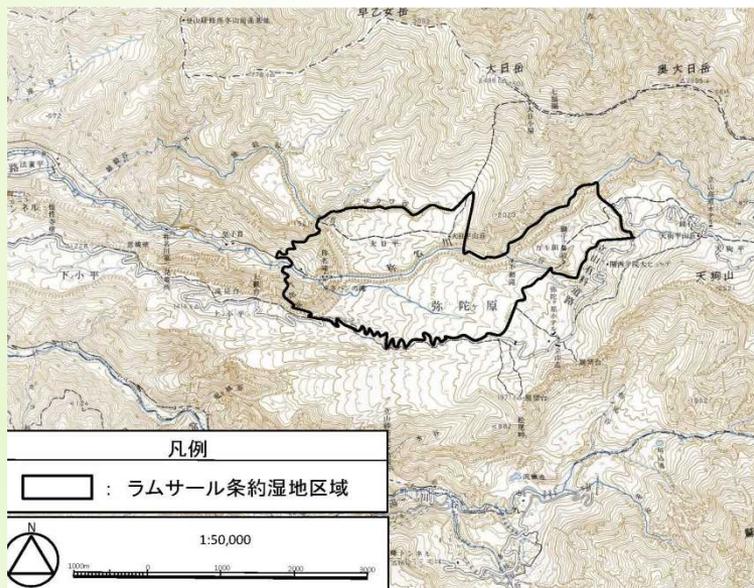
チュウヒ(絶滅危惧 B類)



ヨット・カヌーの利用

3 . 立山弥陀ヶ原・大日平

- 所在地：富山県中新川郡立山町
- 面積：574ha
- 保全の担保措置：中部山岳国立公園特別保護地区



全景(天狗平より)

3 . 立山弥陀ヶ原・大日平

- 該当国際基準：基準1（各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地）



弥陀ヶ原

過去の火山活動により形成された溶岩台地が亜高山性の寒冷な気候と豪雪、豊富な水、さらに強風の影響を受けて成立した雪田草原。



自然解説

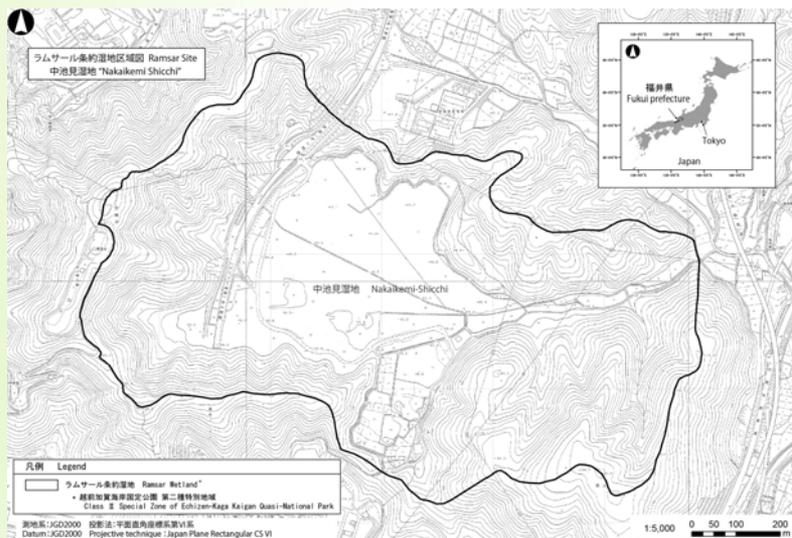
4 . 中池見湿地

- 所在地: 福井県敦賀市
- 面積: 87ha
- 保全の担保措置: 越前加賀国定公園第2種特別地域



全景

江戸時代以降ほぼ全域が水田であったが休耕田化。
1992年、民間企業による液化天然ガス基地の建設計画。
2002年、エネルギー事情の変化により計画を中止し、その後、土地等を敦賀市に寄付。



4 . 中池見湿地

- 該当国際基準: 基準1 (各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地)
基準3 (各生物地理区の生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支える湿地)



遠景



オオアカウキクサ(絶滅危惧Ⅱ類)



田植え作業



デンジソウ(絶滅危惧 類)



水路補修



冬の野鳥観察

5 . 東海丘陵湧水湿地群

- 所在地: 愛知県豊田市
- 面積: 23ha
- 保全の担保措置: 愛知高原国定公園第2種特別地域



矢並湿地



恩真寺湿地



上高湿地

区域図面(矢並湿地、上高湿地、恩真寺湿地の3つの湿地)

5 . 東海丘陵湧水湿地群

- 該当国際基準: 基準3 (各生物地理区の生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支える湿地)



シデコブシ(準絶滅危惧)



シラタマホシクサ(絶滅危惧Ⅱ類)



ミカワシオガマ(絶滅危惧ⅠB類)



保全作業(草刈り)

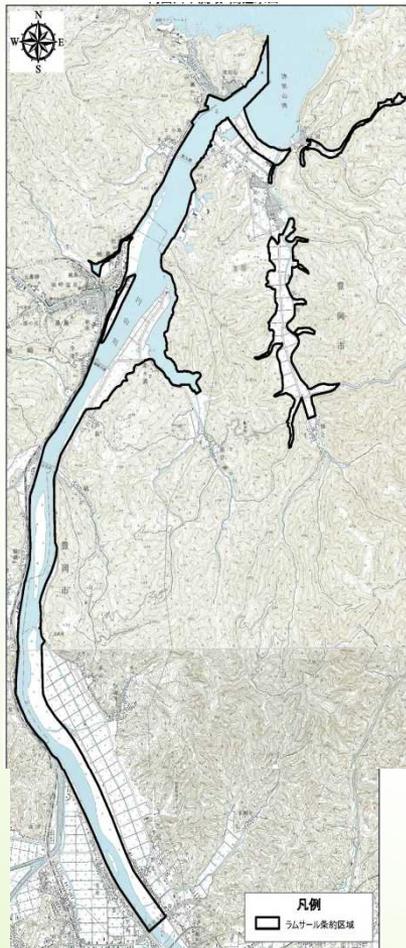


環境学習

花崗岩質の土岐砂礫層の小規模な崩落部から湧水する小規模な湿地。貧栄養で生育する東海地方独特の植生(東海丘陵要素)が見られる。

6 . 円山川下流域・周辺水田

- 所在地:兵庫県豊岡市
- 面積:560ha
- 保全の担保措置:国指定円山川下流域鳥獣保護区特別保護地区、山陰海岸国立公園第2・3種特別地域、国管理一級河川



区域図面



戸島湿地

6 . 円山川下流域・周辺水田

- 該当国際基準：基準2（絶滅危惧とされた種、又は消滅の危機に瀕している生物群集を支える湿地）
基準3（各生物地理区の生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支える湿地）
基準8（魚介類の重要な餌場、産卵場、稚魚の生育場である湿地）



コウノトリ



人工巣塔にて営巣(今春ふ化)



保全作業



コウノトリの餌場
となる水田



ヒヌマイトトンボ

6. 円山川下流域・周辺水田

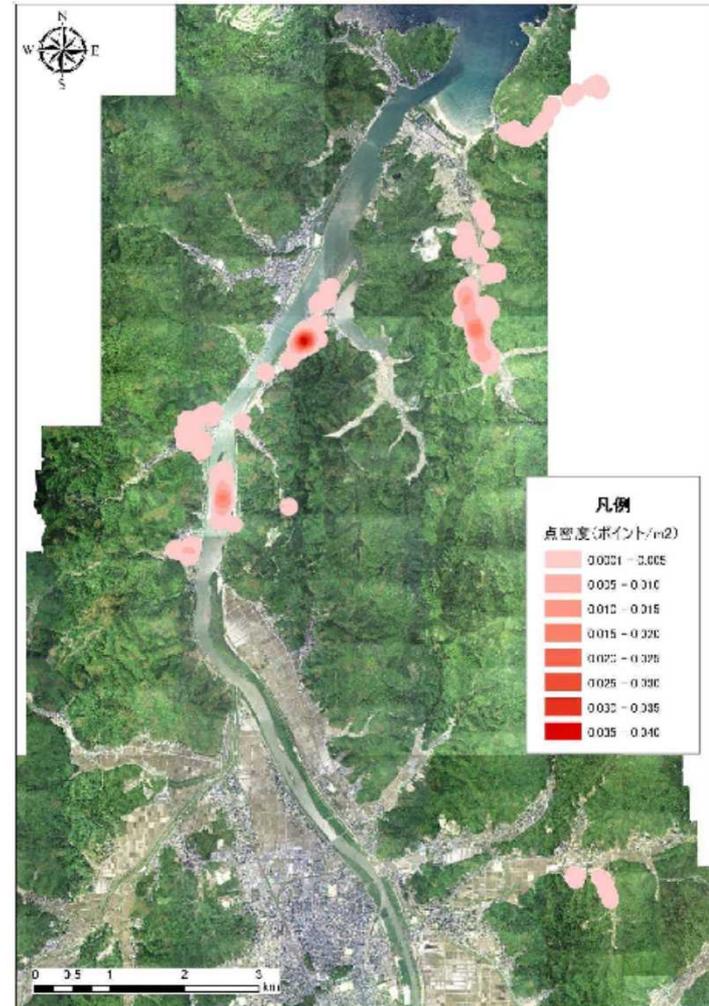
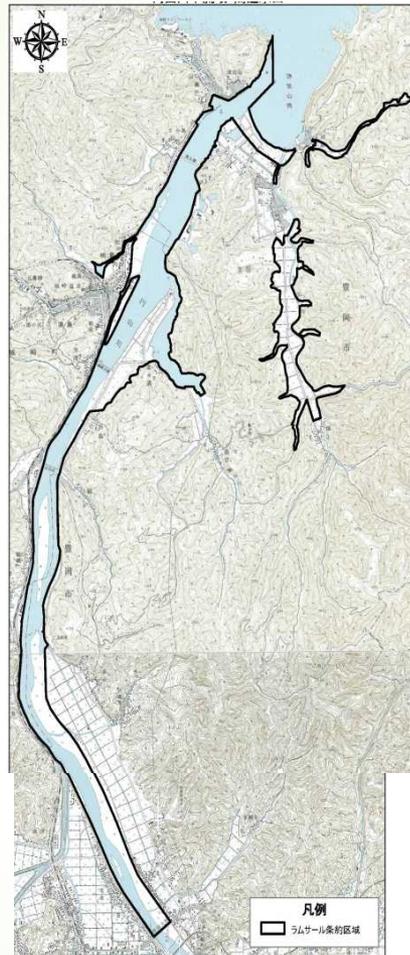


図 6.1.7 J0391 および J0294 の探餌・採餌場所の点密度

ラムサール条約湿地登録範囲と戸島湿地での繁殖つがいの探餌・採餌場所

7 . 宮島

- 所在地: 広島県廿日市市
- 面積: 142ha
- 保全の担保措置: 瀬戸内海国立公園第1種特別地域



7. 宮島

- 該当国際基準：基準2（絶滅危惧とされた種、又は消滅の危機に瀕している生物群集を支える湿地）
基準9（鳥類以外の湿地に依存する動植物又は亜種の個体群で、その個体数の1%を定期的に支える湿地）



ミヤジマトンボ
(絶滅危惧 I 類)

清水が流れ込む汽水
湿地で繁殖。繁殖域
と成虫の行動域とな
る森林を一体的に区
域登録。



保全作業



産卵の様子



8 . 荒尾干潟

- 所在地:熊本県荒尾市
- 面積:754ha
- 保全の担保措置:国指定荒尾干潟鳥獣保護区特別保護地区



● 区域図面



荒尾干潟全景(荒尾港より)

8. 荒尾干潟

- 該当国際基準: 基準1 (各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地)
基準2 (絶滅危惧とされた種、又は消滅の危機に瀕している生物群集を支える湿地)
基準3 (各生物地理区の生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支える湿地)
基準6 (水鳥の一種又は亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている湿地)
基準7 (固有な魚介類の亜種、種又は科の相当割合を支える湿地)
基準8 (魚介類の重要な餌場、産卵場、稚魚の生育場である湿地)



クロツラヘラサギ
(絶滅危惧 A類)



シロチドリの群れ



ズグロカモメ(絶滅危惧 類)



オオソリハシシギ

9 . 与那霸湾

- 所在地：沖縄県宮古島市
- 面積：704ha
- 保全の担保措置：国指定与那霸湾鳥獣保護区特別保護地区



区域図面



与那霸湾全景

9. 与那覇湾

- 該当国際基準: 基準1 (各生物地理区内で、代表的、希少又は固有な湿地)
基準6 (水鳥の一種又は亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている湿地)



メダイチドリの群れ



遊歩道としての利用

今後の予定

- 5月中 国指定鳥獣保護区等の指定(官報告示)
↓
- 6月中 「国際的に重要な湿地」の指定(官報告示)
↓
- ラムサール条約事務局への通報、事務局にて登録
↓
- 7月6～13日 ラムサール条約第11回締約国会議開催
(ルーマニア・ブカレスト)
7月7日 各自治体への登録認定証授与式(予定)



Ramsar COP11
6-13 July 2012
Bucharest, Romania

写真提供協力

- 大沼：北海道亀田郡七飯町
- 渡良瀬遊水地：日本鳥類保護連盟、利根川上流河川事務所
- 立山弥陀ヶ原・大日平：自然公園指導員佐藤武彦氏、立山黒部貫光株式会社
- 中池見湿地：福井県敦賀市提供
- 東海丘陵湧水湿地群：愛知県豊田市
- 円山川下流域・周辺水田：兵庫県豊岡市
- 荒尾干潟：熊本県荒尾市